

経済学研究科学位論文評価基準

I 修士論文

1. 審査方法

修士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。なお、研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第8条第2項）。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経済学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 先行研究の検討が十分にされていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨が明瞭であること
- (6) 研究上一定の成果が認められるものであること
- (7) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (8) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (9) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

II 研究成果報告書等

1. 審査方法

経済学研究科の研究成果報告書等の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む2名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経済学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 参考文献の要約だけでなく、自己の主張と批判的考察が含まれていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨が明瞭であること
- (6) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (7) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (8) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）

に即した研究倫理が遵守されていること

ただし、研究成果報告書等は、本学経済学研究科大学院博士後期課程出願の際の「修士論文に代わる論文」とは認めない。

Ⅲ 博士論文

1. 審査方法

博士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第12条第1項）。なお、研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第12条第2項）。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経済学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準にあること
- (2) 当該学問分野に新たな知見を示し、学問的貢献・社会的意義があること
- (3) 学術書として刊行可能な水準、又は専門学術誌に掲載可能な水準にあること
- (4) 研究目的が明確であること
- (5) 先行研究の検討が十分にされていること
- (6) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (7) 論理的に構成され、論旨が明瞭であること
- (8) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (9) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (10) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

経営学研究科学位論文評価基準

I 修士論文

1. 審査方法

修士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、経営学研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、経営学研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。ただし、経営学研究科委員会が必要と認めたときは、経営学研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第8条第2項）。

なお、最終試験は、修士論文とそれに関連ある授業科目について口頭又は筆記によって行う。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経営学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める経営学分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 経営学における新たな知見があること
- (3) 研究目的が明確であること
- (4) 先行研究の検討が十分にされていること
- (5) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (6) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (7) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (8) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (9) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

II 博士論文

1. 審査方法

博士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、経営学研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、経営学研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第12条第1項）。ただし、経営学研究科委員会が必要と認めたときは、経営学研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第12条第2項）。

なお、最終試験は、博士論文を中心として、これと関連する研究領域について口頭又は筆記によって行う。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 経営学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める経営学分野の知識及び研究能力があると認められる水準にあること
- (2) 経営学分野の発展に貢献する新たな知見があること
- (3) 学術書として刊行可能な水準、又は専門学術誌に掲載可能な水準にあること
- (4) 研究目的が明確であること

- (5) 先行研究の検討が十分にされていること
- (6) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (7) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (8) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (9) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (10) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

コミュニケーション学研究科学位論文評価基準

I 修士論文

1. 審査方法

修士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の審査及び口述試験による報告に基づいて、研究科委員会が決定する。研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) コミュニケーション学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 先行研究の検討が十分にされていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (6) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (7) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (8) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に則した研究倫理が遵守されていること

II 博士論文

1. 審査方法

博士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の審査及び口述試験による報告に基づいて、研究科委員会が決定する。研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。なお、所定の予備審査の過程を経ること。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) コミュニケーション学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準にあること
- (2) 当該学問分野の発展に貢献する新たな知見があること
- (3) 学術書として刊行可能な水準、又は専門学術誌に掲載可能な水準にあること
- (4) 研究目的が明確であること
- (5) 先行研究の検討が十分にされていること
- (6) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (7) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (8) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること

(9) 引用した文献やデータの出所が明記されていること

(10) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」(2014 年 8 月 26 日)に則した研究倫理が遵守されていること

現代法学研究科学位論文評価基準

I 修士論文

1. 審査方法

修士論文の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、研究科委員会が選出した指導教員を含む3名の審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。修士論文の審査及び最終試験に際しては、研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる（同第8条第2項）。

字数については、40,000字程度とする。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 現代法学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 先行研究の検討が十分にされていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (6) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (7) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (8) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること

II 研究成果報告書

1. 審査方法

現代法学研究科の研究成果報告書等の審査及び最終試験の単位認定及び成績評価は、担当教員の評価に基づいて、研究科委員会が決定する（「東京経済大学学位規則」第8条第1項）。

字数については、研究成果報告書1本につき13,000字程度とし、3本提出することとする。

2. 満たすべき水準及び審査項目

- (1) 現代法学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に定める当該分野の知識及び研究能力があると認められる水準であること
- (2) 研究目的が明確であること
- (3) 参考文献の要約だけでなく、自己の主張と批判的考察が含まれていること
- (4) 研究目的に適した研究方法が採られていること
- (5) 論理的に構成され、論旨（主張）が明瞭であること
- (6) 図表の体裁や参考文献及び注釈の記載方法等が適切であること
- (7) 引用した文献やデータの出所が明記されていること
- (8) 文部科学省による「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（2014年8月26日）に即した研究倫理が遵守されていること